

## ○松田町都市計画審議会条例

(平成 12 年 3 月 22 日条例第 3 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日条例第 3 号 平成 26 年 7 月 25 日条例第 8 号

## (設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、松田町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和 44 年政令第 11 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定するもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員 2 人以内
- (2) 学識経験のある者 6 人以内
- (3) 関係職員 2 人以内

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は、再任することができる。

## (臨時委員及び専門委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときは解嘱され、又は解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が命ずる。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成26年7月25日条例第8号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。